

・ 桐生市議会情報番組「K J」第2回放送

平成25年11月4日（月）放送

〈市議会PR〉

相沢議長 次は、第2部桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて議会基本条例についてお送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は桐生市のホームページをご覧ください。

周東副議長 第1回目の前回は議会基本条例がつけられた背景や全体の構成、そしてまえがきにあたる前文について説明をさせていただきました。今回は、第1章と第2章をリスナーの皆様に出る限りわかりやすく説明致します。ところで、福島議員はこの条例をつかった特別委員会の委員でもありましたが、この条例に対する思いを聞かせて下さい。

福島議員 はい、地方主権調査特別委員会は42回の会議を重ね、委員皆さんで「桐生らしさ」を出そうと懸命に知恵を絞ってつくった力作です。議会の立場からも、「桐生らしさ」が際立つ市政になるように、そして桐生市民によくやったと評価して頂けるような議会になるようにとの思いで取組んできました。

相沢議長 本当にそうですね、私も同じ思いをもってメンバーの一員として参加していました。それでは、まず第1章の第1条から、進めて行きたいと思えます。それでは山之内議員、条例をよんで下さい。

山之内議員 はい、それでは第1章の第1条を朗読します。

第1章 総則

第1条(目的) この条例は、議会の基本理念に基づき、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会の関係等の議会に関する基本的な事項を定め、二元代表制の下、議会の果たすべき役割と責任を明確にすることで、桐生らしい地方自治を実現することを目的とします。以上です。

周東副議長 はい、ありがとうございます。第1章の総則の中の第1条(目的)を読んで頂きましたが、福島議員にこの部分の解説をお願いします。

福島議員 はい、まず、第1章は総則となっています。そこには第1条と2条が書かれており、只今、山之内議員に朗読して頂きました、その第1条はこの条例をつくる目的が述べられています。

第1条を解説致しますと、この条例は、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できるようにすることを目的とします。そのために議会に関する基本的な事項を定めるほか、地域主権の趣旨であります画一的な地域づくりではなく、地域の特性を生かしたまちづくりを目指していくことを定めています。

山之内議員 そうですね、「桐生らしい」地域の特性を生かしたまちづくりを目指すことが目的です。

相沢議長 ありがとうございます。ですから、第1章はこの条例の中でも大変重要な部分であると言えます。第1条の解説頂きましたが、引き続き第2条に移ります。今度は副議長、朗読をお願いします。

周東副議長 はい、それでは第2条を朗読致します。

第2条(基本理念) 議会は、市民の幸せを実現するための議決機関として、更なる市政の発展を目指すものとします。

以上です。今度は山之内議員解説をお願いします。

山之内議員 はい、この第2条では、基本理念つまり地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢や考え方を示しています。市議会は、市の議決機関であります。執行機関に対する監視機関であり、また、政策立案機能を有する機関でもあります。その役割と責務を果たすために、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指します。

福島議員 私自身、一般的に見た場合、難しい言葉が多く使われている気がしますので、私から、一番重要な地方分権時代について説明します。地方分権とは、国や県で行っていた政治や行政活動が、国から県や市に移ることを言います。今年3月に開かれた第1回定例会でも、国の道路法の一部が改正され、これまで政令で全国一律に定められていた道路のはばや勾配等の道路構造の技術的基準や、国の標識令で全国一律に定められていた道路標識の内、案内標識及び戒標識、いわゆる戒め等の補助標識の寸法に関する基準について、市の条例で定める条例案が提案され議会で議決しました。この様なことがその一つの例です。

山之内議員 市の条例で定めると言うことは市独自の判断で変更も可能ということですね。いま、人口減少社会の中で大きな転換が求められている時代ということですね。

相沢議長 まだまだ、他にも説明したいところがありますが、次の機会に廻して行いたいと思います。また、今後条例に出てきますので、その都度説明をしたいと思います。

周東副議長 今回条例の中で、「議会は、市民の幸せを実現するための議決機関」と表現したことは画期的です。市議会議員は市民の一番近くにいる立場からいろいろな要望や相談を受けます。また、時には批判を受けることもあります。受けた要望や批判等にどのように行動するか、そこに「市民の幸せを実現するため」に議会で決めて行く。この基本理念は市民にきっと理解して頂けると思います。

相沢議長 はい、私もその様に確信しています。それでは、議会基本条例については、今回はこれで終了し、続きは、次回に廻したいと思います。それでは、ここで、第4回定例会12月議会のお知らせをしたいと思います。議会運営委員会の副委員長でもある山之内議員をお願いします。

山之内議員 はい、それでは予定であります。平成25年第4回定例会は、12月3日から開催する予定であります。開催にあたって議会運営委員会も11月22日に開催されます。市民の皆様の傍聴もできます。

福島議員 市民傍聴と言えば、インターネット中継がこの第4回定例会から出来ますよね。議長。

相沢議長 はい、第3回定例会9月議会の中で試験放送を行い、準備をしてきたインターネット中継は、第4回定例会から正式に始まります。本会議場の様子がリアルタイムで市民の皆様の家庭や職場で見られます。

周東副議長 それでは、ここで1曲お送りいたしたいと思います。選曲は山之内議員で「風に立つライオン」です。選んだ理由をお聞かせ下さい。

山之内議員 はい、壮大な歌詞に魅了されました。この曲を聴くと、逆境にあっても、信念を持って潔く戦おう！という意欲がわき上がります。

周東副議長 それでは さだまさし で「風に立つライオン」です。 では、お聴き下さい。

〈一般質問：福島賢一議員〉

相沢議長 第3部は、本日ゲストで来て頂いています福島、山之内両議員の一般質問のコーナーです。福島議員、山之内議員改めて宜しくお願いします。

福島・山之内議員 宜しくお願いします。

周東副議長 それでは一般質問のコーナー前半を福島議員、お願い致します。

福島議員 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成24年第1回定例会 3月議会で行いました「公共交通の集積化、交通網の充実について」です。

周東副議長 このテーマを取り上げた背景や考えを教えてください。

福島議員 はい、私は、分離、独立状態にあるJR両毛線、東武線、上毛電鉄、わたらせ渓谷鐵道の4線をシームレスに連携することで、桐生地域の利便性をハード面から充実させ、将来にわたって利便性の高い住みよいまちづくりを目指すことを提案したいと思っております。

周東副議長 なるほど。利便性の向上を計ることで地域の活性化を目指す、ということですね。

福島議員 はい、まさにそうです。

では、ここからは、3つに分けてお話していきます。まず最初に、「各鉄道の利用状況の把握」。その後、順を追って「JR両毛線、東武鉄道、上毛電鉄の各鉄道のダイヤ内容と連携状況」について、特に、各鉄道の乗り入れの可能性などについて話し、そして最後に「それらを踏まえた具体的な提案」という順でお話します。

周東副議長 では、お願いします。

福島議員 はい、まず最初に、各鉄道の利用状況の把握です。

JR両毛線、東武線、上毛電鉄、わたらせ渓谷鐵道4線の、平成22年度の利用状況について総合政策部長に伺いました。

まず、JR桐生駅は、年間で約269万人。東武新桐生駅は、約80万人。上電の西桐生駅は、約63万人、わたらせ渓谷鐵道は、桐生駅の乗降者数が、約22万人ということでした。また、上電の西桐生駅では、約65%の利用者が学生で、わたらせ渓谷鐵道の桐生駅では、約50%が学生でした。この結果を見ると、桐生市には大学が1校、高校が私立を含めまして8校設置されている関係から、乗降者数の多くを学生が占めていることがわかります。

周東副議長 そうですね。

福島議員 次に、各鉄道のダイヤの現状について質問しました。

ここでは、「JR両毛線、東武鉄道、上毛電鉄の各鉄道のダイヤ内容と連携状況」について質問しました。

まずはJR両毛線です。

いまは廃止されている桐生駅経由の高崎駅から上野駅への乗り入れダイヤの復活の可能性について総合政策部長へ質問したところ、JRからは「採算性の確保が難しく、利用者数の改善が図られない限りは、この列車の復活というのは難しい」と回答を得たと伺っています。また、総合政策部も、湘南新宿ラインの桐生駅までの延伸について要望したが、同様に採算性の観点から実現は難しいとの答弁でした。

もう一点、時刻表を見ていると、日中の上りダイヤは伊勢崎、前橋、高崎間のシャトル運行、下りダイヤは前橋高崎間で構成されていて、桐生の都市連携軸が大変弱くなっています。桐生市も過去に多くの費用を投じてJRとの協力体制をとってきましたので、運行体系の見直しについての要望を出しているか確認したところ、「両毛線の沿線市では年1回JR高崎支社に要望活動を行っているが、伊勢崎から高崎の偏重ダイヤは、JR東日本の利用者数に対応し、採算性を考慮した編成に留まっている」ということでした。

確かに乗降者数が少なければ運行は難しいし、地域間で乗降者数を伸ばす努力も必要です。しかし、鶏が先か卵が先かではありませんが、利便性の地域間格差をなくすためには、これまでの協力体制から、JRの協力も必要だと考えています。今後は、整備促進期成同盟会を通じて、提案なり提起をしていただきたいと要望を申し上げました。

周東副議長 なるほど。採算性と地域格差の是正は難しい問題ですね。

福島議員 そうですね。

続いて、東武線に関してお話する前に、桐生市も参加している「両毛地域東武鉄道沿線活性化協議会」について説明させてください。

この団体は、両毛地域と東武鉄道が相互に協調、連携して両毛地域の活性化について協議をして、その推進を図る目的で昭和63年に設立されました。加盟団体は桐生、伊勢崎、太田、館林、みどり、群馬県内5市と足利、佐野、栃木県2市、計7市で、平成23年の頃は、東京スカイツリータウンの開業後の両毛地域の観光戦略などがテーマでした。

周東副議長 なるほど。沿線の自治体が参加する検討会がすでにあるわけですね。その後、福島議員は、質問の中で、その年の2月の読売新聞に掲載された山本前橋市長と大澤県知事の会談について触れていますね。

福島議員 はい、そうなんです。実は、その会談の中で、東武伊勢崎線のりょうもう号を伊勢崎駅から両毛線に乗り入れて、前橋・高崎に接続する構想が話されているばかりか、それが、県にとっても長年の懸案であるという認識が示されていたのです。しかも、平成22年8月には、群馬県が前橋、伊勢崎、桐生の3市を対象にJR両毛線活性化に関する連絡会を開催して、その中で、東武のJR乗り入れの構想について説明があったそうです。

周東副議長 そのようなことがあったのですか。驚きです。

福島議員 私自身このような話題は大変不本意なことなんです。平成16年11月に太田駅の高架が暫定開通し、将来的には太田駅は3面6線になります。より一層拠点駅としての機能強化がなされ、前橋市長と知事の件、規制緩和の件、太田駅の拠点化等考え合わせると、「りょうもう号」桐生線の取り扱いが大変心配なんです。なぜなら、平成12年の鉄道事業法の改正で、不採算路線の撤退、廃止は事業者の判断に委ねられているからです。

周東副議長 利用者が少なければ、廃線になる可能性が高いということなんです。よく、わかりました。では、上毛電気鉄道についてもお話頂けますか？

福島議員 はい。私は、「りょうもう号」を上電に相互乗り入れし、中央前橋まで伸ばすことで、都市間輸送の機能強化と、ネットワーク化について取り組んでいく考えはないか質問したところ、実は、過去には東武の急行列車が赤城駅で上毛電鉄に乗り入れて中央前橋まで運行したこともあったようなのです。ただ、利用者が少なかったために撤退したということでした。そして、改めて、今後の「りょうもう号」の乗り入れの可能性について質問したところ、利用者数はともかく、乗り入れていた当時と車両も変わり、重量、長さ、それに伴う信号の設備など、莫大な費用がかかるため、余り現実的ではないということ。ただ、上毛電鉄によれば、前橋方面からスカイツリーに行く場合に、上電を経由して赤城駅で一回乗りかえて直接スカイツリー駅まで行ける優位性を利用して、そのことをアピールした企画切符を発売する計画しているとの答弁でした。

周東副議長 東武線が上電に乗り入れた事実があったとは驚きました。

福島議員 はい、そうですね。以上が各鉄道会社のダイヤに関するお話でした。そして、最後、これらを踏まえた提案内容に移りたいと思います。

周東副議長 宜しく御願します。

福島議員 私は何としても「りょうもう号」を伊勢崎から相互乗り入れで前橋、高崎のほうへ持っていきたい。それが実現すると、桐生地方はさらに都市機能の強化が図られず沈没してしまう危険性があります。膨大な費用がかかるということはわかります。列車構造、線路構造等々が列車とマッチできない部分があるかもしれません。ですが、いろんな研究をすることによって光明を見出すことも必ずあります。総合政策部にもぜひその方向を推し進めていただきたいと提案しました。すぐく重要なことなのですが、鉄道事業法が改正されたことで、これまでのような陳情等による存続の要望をする、という形態はもう通用しません。今後は、市民参画型による地方自治体

のハード面での仕掛けが必要になってきます。だからこそ、分散している両毛線、東武線、上電等を結節することで、桐生の都市機能の向上と都市連携軸の確立、利便性の確保が図れ、利便性の高いまちづくりができると思います。

周東副議長 当局からの回答はいかがでしたか？

福島議員 はい、まず、利用者を増やす取り組みとして、先の群馬DC、アフターDCということで駅からハイキングのイベントを例に、鉄道4路線とも安定的な運行継続の確保には、何といっても利用者の増、すなわち採算性の改善が重要ということで、そのためのイベント、あるいはPRなど沿線各市と事業者とも協力をし合って努めてまいりたい。ということでした。

周東副議長 そして、福島議員は最後に市長に重要な提案をしていますね。

福島議員 今までお話してきた経緯を元に、4線のターミナルの候補として、両毛線、東武線、わたなせ等が近接している相生町1丁目、「相生の松」周辺地域を市長に提案しました。

周東副議長 市長の答弁はどうでしたか。

福島議員 はい、市長は、4鉄道を結節させ集積をしていくのは桐生市の課題とし、相生町一丁目は、わ鐵も東武線もJRも相生の拠点注目していること、また、知事が相老駅を見に来たときもターミナル構想の話をしているそうです。総合的なデザイン、今までばらばらだったまちづくりをもう一回見直しながらかっていききたい、との答弁でした。
なお、その中で、先のりょうもう号のJR乗り入れについては、伊勢崎線が高架になったことなどを受けて、前橋市長は、その後、乗り入れについての発言を撤回しているということでした。

周東副議長 市長答弁をどのように受け止めましたか。

福島議員 いろいろと研究されていて大変心強いと思いました。亀山市政のビッグプロジェクトとして捉えていただけたらと考えていました。鉄道を資産と捉えて有効活用していくことが必要だと思います。

〈一般質問：山之内肇議員〉

相沢議長 では、続いて、一般質問のコーナーの後半は山之内議員、お願いします。

山之内議員 私が、皆様に紹介したい一般質問は、「防犯灯のLED化とその維持管理方法」についての要望です。

相沢議長 このテーマを取り上げた背景や考えを教えてください。

山之内議員 はい、私が、街を歩いている時に、改めてまちの明るさあるいは暗さを感じる機会があり、子供たち、または御高齢の方々などを思うと、防犯灯の必要性を強く感じたのです。そこで、防犯灯をLED化の要望と、どのように運営していくか、について要望を申し上げました。

相沢議長 なるほど。では、これまでの防犯灯の取組について教えてくださいか？

山之内議員 はい、わかりました。

防犯灯は、町会、自治会で設置や維持管理が行われており、その電気料金の3分の1を桐生市が補助しています。平成23年度は、補助対象の防犯灯が113町会で9,166基あり、年間の補助額は1基当たりの776円でした。また、防犯灯の設置については、桐生・みどり地区防犯協会による防犯灯設置奨励費の制度があり、平成23年度に30基、1基当たり1万円の奨励費が町会や自治会へ交付されたとの答弁でした。

相沢議長 山之内議員は、その防犯灯をLED化することについて取り組んでいるわけですね。どのような狙いがあるのでしょうか？

山之内議員 はい、一番は、設置、移動、維持管理を行うための負担の軽減が目的なんです。東京電力の電気料金値上げによる実質的な負担の増加もありました。今後は住民からの新設要望に応える余裕がなくなってしまう、またはこれ以上の負担増は難しいなどの切実な声が上がっております。

そこで、その対策として、防犯灯のLED化事業を提案しました。

以前、新聞各紙に前橋市の防犯灯2万3,000基がLED化される記事が掲載されました、また、それに先立ち太田市でも2010年度にLED化しています。昨今の省エネ拡大の動きも相まって、寿命の長いLED照明への転換がさらに増進されることは間違いないと思います。

一つ顕著な例があります。あるコンビニチェーンでは、全国の店舗の電球50万個をLEDに交換したところ、交換費用が18億円かかったが、年間の電気代は5億円削減し、4年足らずで費用を回収できるということでした。大きな効果があることがよくわかります。

相沢議長 そうですね。でも初期費用の確保もなかなか難しい問題ですね。

山之内議員 そうですね。そこで他市がどのように実施したか調べましたら、太田市、前橋市は、エスコ事業方式を採用していました。

エスコとは、エナジーサービスカンパニーの略で、省エネルギー回収にかかる初期の費用を、光熱水費等の削減分で賄う事業です。エスコ事業者は、省エネ診断、設計、施工、運転、維持管理、資金調達などのサービスを提供します。また、省エネルギー効果の保証も含む契約形態をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持ちます。

エスコ事業で実施するメリットは、LED防犯灯の調達や工事費用の大幅な削減につながり、工事を市内の業者に発注させることで、地元業者の活性化も狙えます。さらに、町会、自治会にとっては、維持費、電気料金支払い、事務手数料等の負担を取り除けます。市町村は、初期投資が要らず、大規模な切りかえが可能になり、契約期間終了後の電気料の削減分は、すべて自治体の利益になる。本市においても、エスコ事業による防犯灯のLED化を積極的に検証すべきだと要望しました。

相沢議長 なるほど。スケールメリットを出して、少しでも負担を少なくしていくやり方がある、ということですね。その後、この課題についてはどうなりましたか？

山之内議員 はい。今年の第2回定例会6月議会でも引き続き、議論させて頂いております。

本年度、総務部に安全安心課の新設をきっかけに、桐生市LED防犯灯導入促進事業についての説明があったのですが、ESCO事業を活用したLED防犯灯への全面的移行を検討していた際、環境省から小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業の募集があり、ESCO事業以上のメリットがあることから応募して採択されたということでした。

この事業は、地元の桐生電気工事協同組合に委託して防犯灯の現状調査及び分析を行い、その上で導入計画を作成。次に、LED灯の取りかえ工事及び維持管理を行うにリース事業者を選定し、10年間のリース契約を結びます。このリース契約によりまして、取りかえ工事のほか、その後10年間の照明器具の維持管理が保障されるというものです。

相沢議長 なるほど。エスコ事業であるか否かは問題ではなく、山之内議員がかねてからご提案していた防犯灯のLED化が、これで一気に実施になったわけですね。

山之内議員 はい、そうなんです。その点は多いに評価できると思います。

今後本格的に事業を進めるに当たり、設置工事はその地域の電気事業者が施工できるような仕組みにして頂きたいと要望しましたところ、導入調査事業を桐生電気工事組合にお願いすることで、地元業者に委託することができ、地元業者への経済効果、雇用創出といった面で地域経済への活性化につながるとの答弁でした。

なお、リース業者の選定についても、地域経済の活性化に結びつくよう考えていくようです。

相沢議長 地域経済の活性化に寄与できる点も大きいですね。では、実施した場合、その他に懸念事項などはないのでしょうか？

山之内議員 はい、私が指摘させて頂いている懸念事項は4つあります。1つ目は、国内製、海外製どちらを選択するのかです。耐久性や機能の違いがあります。2つ目は、その補償について、損害の補償のみならず自然災害の補償をどうしていくのか、3つ目は設置工事単価です。そして、最後は管理主体の問題です。

総務部長からは、性能、あるいはメーカー、トラブル発生時の問題等につきましては、事例を踏まえて、引き続き研究、検討を重ねていきたいと。また、電気工事組合、あるいはリース事業者ともよく協議をしまして、問題が生じないように進めていくということでした。それと、4つ目の管理主体の問題ですが、私は管理主体を行政に一元化すべきと考えています。

相沢議長 なるほど、どのような意図があるのでしょうか。

山之内議員 これまでは自治会、町会が負担する電気代の3分の1を桐生市が補助してきましたが、今回の事業では電気代の削減とともにその補助金が廃止される方向なんです。そこで、私は今回の事業を契機に管理主体を全て行政に移行していただきたいと考えてます。

幾つか理由はありますが、まず、町会負担だと、昨今自治会、町会に入らない方もいるため、不公平感を生まれる可能性があります。そして、防犯上、防犯灯が必要とわかっていながら、個々の自治会や町会の財政的な問題で設置できない、ということもあり得ます。

相沢議長 つまり、市民の安全を町会や自治会が担うのではなく、行政が一元化することは、地域によって生まれてしまうかもしれない格差を是正しようということなんですね。

山之内議員 まさにそうです。

渡良瀬川沿いの通りや、子供たちの通学路などを見ても、防犯灯のない暗い通りがありました。今回の事業を大きな転換期として、これまでの方式では、なかなか取り組めなかった場所、設置できなかった場所にメスを入れていただく、そこにこそ、非常に大きな意味合いがあると考えています。

相沢議長 そうですね。安全安心なまちづくりは誰もが望む事ですからね。ところで、総務部長はどのような回答だったのでしょうか？

山之内議員 はい、総務部長からは、「今回の防犯灯のLED化によって、器具の維持管理も10年間業者の責任で補償されると、自治会、町会の維持管理に係る負担が大きく削減されるということで、補助金の廃止というような方向も検討してきたわけだが、提言いただきました管理主体を移行することにつきましては、解決すべき問題もあることから今後の検討課題とさせていただきたい」との答弁がありました。

私としましては、ぜひ一つ一つ解決していただいて、前向きに御検討いただきたいということを要望させていただきました。大きな単位でスケールメリットを出して、少しでも地域の負担を少なくしていくことで、町会や自治会でないと対応できないことに、経費等を使っていただくことができると思います。そういった意味でも、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

〈市のPR、条例関係〉

相沢議長 はい、それでは最後のコーナー、第4部に入ります。第4部は議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

今回は、第10回議会報告会・意見交換会について最初に報告させて頂いて、そのあと、第3回定例会での話題をお送り致します。

ところで、先月の23日に開催致しました桜木公民館での議会報告会・意見交換会につきましては、地域の皆様にご出席して頂き本当にありがとうございました。

周東副議長 そうですね、今回も区長連絡協議会、桐婦連、市老連の皆様に応援を頂き感謝申し上げます。意見交換会でも地域の課題を数多く出して頂き、充実した会になりましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

相沢議長 第3回定例会に戻しましてリスナーの皆様にお送りしたいと思います。なお、第3回定例会の結果などについては、11月1日付で発行した「市議会だより」にも掲載してありますの

で是非ご覧ください。

周東副議長 そうですね。ところで、第3回定例会は例年決算議会と言って前年度の決算の認定を求める議案が市長から出されますが、今回は平成 24年度決算でしたが議会としてはどのような結果でしたか。

相沢議長 はい、平成24年度決算ですが、一般会計、特別会計、水道事業会計と大きく3つに分けられますが、これらの決算は本会議で可決しました。そのなかでも特に、桐生市の財政を判断する指標が改善に向かっていることを確認しました。

周東副議長 どのような改善が見られたのですか。

相沢議長 財政を判断する指標には「実質公債費比率」と「将来負担比率」があります。簡単にご説明しますと、「実質公債費比率」とは、市が負担する公債費等の大きさを示すものです。この数字は、ゼロがいちばん望ましく、低ければ低いほど借金の返済以外で自由に使えるお金が多くなる指標です。桐生市はこの「実質公債費比率」が7.4%で、県内12市の平均、8.8%よりも低い位置にあります。昨年と比べると1.9ポイント改善され、平均より健全な状況にあると示されています。次に、「将来負担比率」ですが、これは、借入等の将来にわたり支払うべき金額を含めた事実上の負債が、収入に対しどの程度あるかを示すものです。桐生市の「将来負担比率」は48.9%で、昨年度と比べると19.4ポイント改善され、県内12市の平均、53.3%より低く、「実質公債費比率」同様、桐生市の財政状況はより健全な方向へ向かっていることが示されました。

周東副議長 はい、リスナーの皆様如何でしょうか。桐生市の財政について理解して頂けたでしょうか。